

臨時福祉給付金(経済対策分)のお知らせ

臨時福祉給付金(経済対策分)について

支給額 対象者 1人につき 1万5千円

消費税率引き上げに伴い支給されてきた臨時福祉給付金について、今回は、平成29年4月～平成31年9月までの2年半分を支給対象者1人につき1万5千円の臨時福祉給付金(経済対策分)として一括して支給することになりました。

【支給要件(次の①から③を満たす方が対象)】

①平成28年1月1日時点において、大阪市に住民基本台帳登録をしている方。②平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方。ただし、課税されている方の扶養親族等は除きます。③平成28年1月1日時点並びに審査時点において、生活保護制度内で対応される被保護者等でない方。

※ 年度途中での税額変更に伴い、平成28年度の市町村民税(均等割)が課税から非課税に変更された方など、新たに上記支給要件の①から③を満たすこととなり、臨時福祉給付金(経済対策分)の対象となった方も申請いただけますので、大阪市給付金コールセンターまでお問い合わせください。

申請書について(申請書をよくお読みください)

大阪市では、平成29年2月下旬時点の情報で臨時福祉給付金(経済対策分)の対象と考えられる方について、氏名等を印字した申請書を平成29年3月30日に送付します。

申請は、送付しました申請書に必要事項を記入、押印のうえ、必要な書類を添付して、返信用封筒により大阪市給付金事務センターに送付してください。

申請書が送付されない方で、支給対象となる方には、白紙の申請書を区役所窓口でお渡ししますが、印字した申請書を送付している方が、白紙の申請書で申請をされますと、支給までに時間がかかる場合がありますので、十分にご確認ください。

また、送付した申請書を紛失された場合は、お越しになる方の本人確認書類(運転免許証、パスポート、健康保険証等)をお持ちのうえ、区役所担当窓口でお申し出ください。

申請受付期間

申請は、申請書を郵送していただくことにより受け付けます。

申請受付期間は、平成29年4月3日から平成29年10月3日(郵送による必着)までです。申請期間終了後の受け付けはできませんので、必ず期間内に申請してください。また、申請いただいた内容に不備があった場合は申請書を返送させていただく場合があります。その場合、再度申請をいただかなければお支払いできませんのでご注意ください。

なお、区役所では申請の受付を行っていません。

お問い合わせ先

大阪市給付金コールセンター

電話 06(6461)1600

FAX 06(6461)1585

受付

平日：午前9時～午後5時30分

4月30日までは
平日：午前9時～午後8時
土・日・祝日：午前9時～午後5時30分

※ コールセンターは、平成29年12月28日にて終了します。

臨時福祉給付金に関して、大阪市の職員がATM操作をお願いしたり、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

スタート↓

平成 28 年 1 月 1 日時点で
大阪市にお住まいでしたか

いいえ

市町村により取り扱いが異なり
ます。平成 28 年 1 月 1 日時点
にお住まいの市町村にお問い
合わせください。

はい

平成 28 年度市民税（均等
割）が課税されていますか

はい

支給されません

いいえ

生活の面倒をみてもらって
いる方がいますか

はい

その方は課税されてい
ますか

いいえ

生活保護を受給していま
すか

いいえ

はい

支給されません

わからない

いいえ

支給されると思われます

臨時福祉給付金（経済対策分）の対象
と考えられる方には、3月30日に郵便
物をお送りしています。再度、ご確認く
ださい。

課税状況をその方に
確認してください